

ふじさわSDGs ロゴマーク募集要項

藤沢市では、2021年10月に「藤沢市SDGs 共創指針ー『藤沢らしさ』を未来に引き継ぐ 『みんな』で進めるSDGsー」を策定し、SDGs（持続可能な開発目標）推進のための方策をまとめました。そのなかで、SDGs 達成のためには、市民の皆様・地域団体・市民活動団体・学校・企業など、たくさんのパートナーと協力し、手を取り合って取組を進めていくことを明記しています。そこで、本市におけるSDGs 推進のシンボルとなるロゴマークを作成することにしましたので、次のとおり募集を行います。

【ロゴマークのデザインコンセプト】

- ・ SDGs の理念と未来に引き継がれる藤沢らしさが表現されたデザイン
- ・ SDGs の普及啓発のため、イベントのチラシや各種の普及啓発物品に活用できるデザイン
- ・ 広く市民から親しまれるデザイン

【募集要件】

1. 応募資格	市内に在住・在勤・在学の方
2. 募集期間	2022年（令和4年）6月10日（金）から 2022年（令和4年）7月11日（月）まで ※郵送で応募する場合、最終日の消印有効 ※持参して応募する場合、最終日の午後5時まで
3. 作品の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 国連広報センターが作成した「持続可能な開発目標 カラーホイールを含むSDGs ロゴと17のアイコンの使用ガイドライン」に記載のゴールアイコン1～17の17色をすべて使用していること。 （参考）国際連合広報センター「ロゴ使用のためのガイドライン」 68 ページに記載のゴール1～17の17色 https://www.unic.or.jp/files/SDG_Guidelines_AUG_2019_Final_ja.pdf・ 応募者本人が制作したオリジナルのデザインであり、第三者の著作権や商標、その他の権利を侵害しないものであること。・ モノクロにした場合や、1辺2cm程度に縮小した場合でも視認できるデザインであること。・ デザインに文字を使用しないこと。

4. 応募方法	<p>(1) 電子申請 藤沢市電子システム (e-kanagawa) のページ (https://ds.hinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=33338) から、必要事項を入力し、ロゴマークのデータを添付して応募してください。 なお、ロゴマークデータの容量は5MB程度以下、形式はJPEG、PNG 又は GIF とし、<u>ファイル名を応募される方のお名前 (フルネーム) にしてください。</u></p> <p>(2) 郵送又は持参 ①デジタルデータの場合 必要事項を記入した所定の応募用紙と、ロゴマークのデータ (要件は (1) と同様) を CD-R 等の電子媒体に記録し、郵送又は持参してください。 ②手書きの場合 必要事項を記入した所定の応募用紙と、手書きの原稿 (A4サイズの任意の用紙に印刷又は描かれたもの) を郵送又は持参してください。 ※①②ともに、送付先は 10. 問い合わせのとおりです。持参される場合は、市役所本庁舎 6 階の企画政策課窓口までお持ちください。 ※ひとり 3 点まで応募できます。</p>
5. 選考方法	職員及び関係者で構成された審査会において選定します。
6. 入賞作品	最優秀賞 (1 点) は「ふじさわSDGs ロゴマーク」として採用し、副賞として 3 万円を贈呈します。
7. 結果発表	令和 4 年 9 月を予定しています。受賞者には直接通知し、市ホームページでも発表します。
8. 活用方法	採用作品は、藤沢市の SDGs 推進の取組のシンボルとして、市の発行物やホームページで活用するほか、企業・団体等にも幅広く活用いただくことを予定しています。
9. 注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ロゴには、ふじキュン♡ (「キュンとするまち。藤沢」公式マスコットキャラクター) を用いないでください。 ・採用作品の著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)、使用权、商標権その他一切の権利は副賞の贈呈をもって本市に帰属するものとします。 ・採用作品には文字の追加や修正・加工などを行う場合があ

	<p>ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集締め切り後の辞退はできません。 ・最優秀賞を受賞された方は、市ホームページでお名前・お住いの地区（市外在住の方は勤務先・学校の所在地区）を公表させていただきます。 ・未成年の方は保護者の同意を得たうえで応募してください。未成年の方が応募された場合は、保護者の同意を得たものとみなします。 ・提出されたデータや書類、電子媒体等は返却しません。 ・作品の制作や応募に必要な経費はすべて応募者の負担とします。 ・受賞作品が他者の権利を侵害するものであった場合や、本要項の規定に違反するものであった場合、または記載不備などにより応募者と連絡がとれない場合は決定を取り消します。 ・応募作品について第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者の責任と費用で解決してください。 ・不採用通知は行いません。また、選考結果に対する問い合わせ、異議の申立て等は一切受け付けません。 ・募集にあたって収集した個人情報 は本事業の実施にあたってのみ使用し、事業終了後に速やかに破棄します。 ・この要項に定めのない事項は本市の判断で決定します。
<p>10. 問い合わせ</p>	<p>藤沢市企画政策部企画政策課 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 電話：0466-50-3502 メール：fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp</p>